

潮 か ぜ

まちづくりニュース 第 36 号

平成24年10月

発行：浜町・芦崎・新川西地区住環境整備協議会

会長：村山 泰夫

編集：大分市都市計画部まちなみ整備課

097-536-0160

097-537-5637

着々と道路整備が進んでいます！ 都市計画道路（南北間）、防災道路路線N-2、N-1、A、D、Jの道路工事が完成しました！！



(図①) 都市計画道路



(図②) 路線N-2



(図③) 路線N-1



(図④) 路線A



(図⑤) 路線D



(図⑥) 路線J

道路整備は基本的に①から⑤の順番で行います

①整備方針を検討する路線

路線K-1

戸別訪問等を通じて、沿道住民の方と道路整備について協議を行います。

②建物補償調査を行う予定の路線

都市計画道路（東西間の一部）、路線B、K-2（一部）

今年度は、建物の補償費等を算定するための調査を行います。

③用地買収を進める路線

都市計画道路（東西間の一部）、路線C、H、I、J（一部）

路線G-1（一部）、G-2、K-2（一部）、K-3、N-1（一部）

各路線、部分的に完了している箇所があります。

④道路工事路線

路線D（一部）、G-1（一部）

路線EからDまで工事が終了し、海への通り抜けが可能となります。

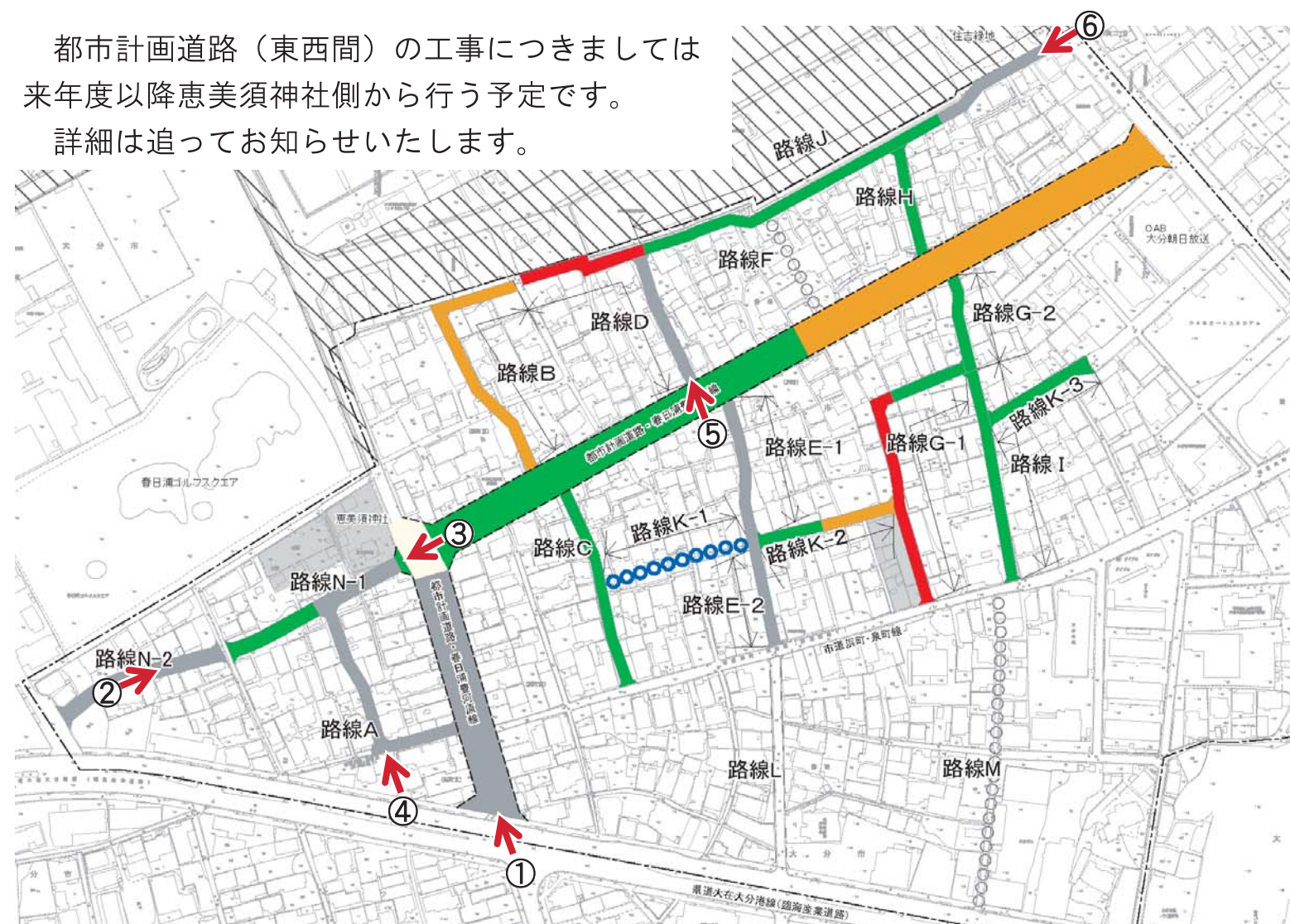
⑤道路工事を実施した路線

都市計画道路（南北間）

路線A、D（一部）、E-1、E-2、J（一部）、N-1（一部）、N-2

都市計画道路（東西間）の工事につきましては
来年度以降恵美須神社側から行う予定です。

詳細は追ってお知らせいたします。



※図中の矢印（➡）は写真の撮影方向です。

「まちづくり計画策定担い手支援事業」の完了報告 及び地域内の課題改善等の要望書を提出しました！

密集市街地である浜町・芦崎・新川西地区、面積20.5haにおいて、まちの改善やまちづくりを模索するため、国土交通省の「まちづくり計画策定担い手支援事業」に応募して、対象地区として選定され、2か年にわたり都市計画コンサルタントの「㈱地域計画連合」に、まちづくりの業務委託をお願いしました。

昨年度、その事業が終了し「報告書として、平成22年度、23年度版」ができましたので住環境整備協議会の委員の皆さんと6月22日（金）に、釘宮市長へ提出いたしました。

同時に私達がこれまで検討してきました、地域内で生じております問題や課題を4点にまとめ「要望書」として市長へ提出しました。

その内容は、①狭隘道路整備事業の早期取組み、②無接道住宅の解消への施策、③全区域の公共下水道の整備、④津波対策住宅の建設、です。

その席上、釘宮市長より「2か年も長きにわたり、皆さん方の思いが込められた報告書を1つ1つ読ませていただきます。大分市は、ご存じのように財政的にも大変苦しい中でありますので、国の制度に則って検討させて下さい。」との回答をいただきました。

この2か年間という長期にわたり、地区の皆さんと協議会が一体となってまちづくりの勉強を進めてまいりました。その中で、都市計画法に基づく「住民による提案」として、「地区計画」のなかで、生活道路（幅員4m）、避難路（幅員2m）を地区施設として指定する方向で、都市計画に提案しようとして試みました。皆さんの理解をいただくには最終的には時間がなくなり、地区計画の「都市計画の提案」まで進めることができませんでした。

現在、防災道路や都市計画道路が皆さんのご協力によって、建設工事が進み防災面や環境面が改善されています。先祖からいただいたこの地域を「行政と協働」で連携のとれた「潮風と緑」を感じるすばらしい「まち」にしたいものです。まだまだ、「まちづくり」の議論を続けていきましょう！

市長にご報告できました 当日の様子
のは、お忙しい中ご同席
いただきました協議会の顧
問である高橋市議、河内
市議、工藤市議の絶大
なるご尽力の賜物と、この
紙面をお借りしてお礼申し
上げます。



浜町・芦崎・新川西地区住環境整備協議会

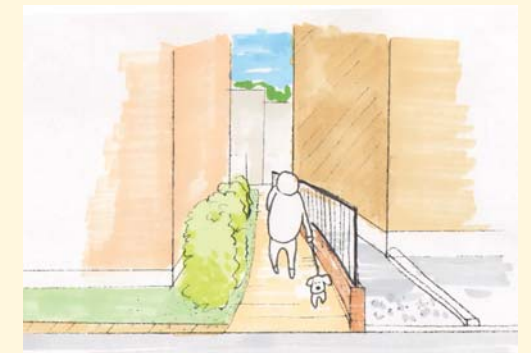
住環境を改善するための協議会からのお願い 「向こう三軒両隣り」で支え合う気持ちを大切に！

“みんなのみち”である背戸を残しましょう！

防災道路の整備が着々と進んでいる一方で、道路沿道の方が自分の敷地をブロック塀等で囲み、背戸の出入り口がなくなってしまう恐れがあります。

このまちの良さである“譲り合いの気持ち”を大切にし“みんなのみち”である背戸を残していきましょう！

背戸のイメージスケッチ

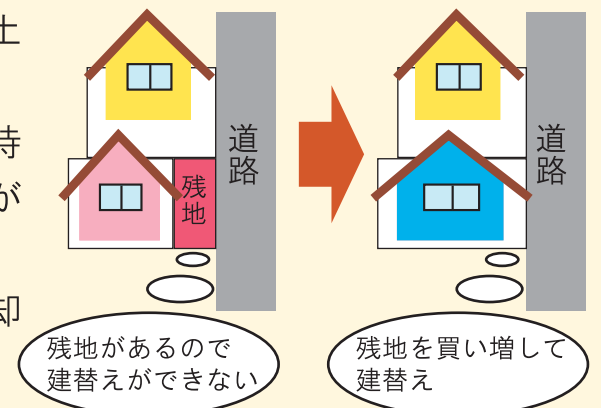


残地をお隣の方に譲ってください！

道路用地の買収に伴い道路沿道に細長い土地（残地）が残ってしまう場合があります。

残地があるために、一つ後ろに宅地をお持ちの方は道路に接することができず建替えができません。

残地をお持ちの方は、ご近所の方への売却等をご検討ください。



不動産情報の提供をお願いいたします！

道路整備に関わる方からは、「今住んでいる場所の近くに住みたい」、「事業期間中の仮住まいとなる引越し先を確保したい」との声を聞きます。

空き地や空き家をお持ちの方で、道路にかかる方等への売却や仮住まいとして貸し出しをお考えの方がいらっしゃれば、推進協議会やまちなみ整備課までご連絡下さい。

上記のようなご要望をお持ちの方に、適宜紹介させていただきます。

ただし、売買や賃貸などのお話は、地権者さん同士での協議となります。

大分市まちなみ整備課 連絡先 537-5637